

逗子市景観条例(平成18年逗子市条例第6号)新旧対照表(抜粋)

現行	改正後(案)	備考
<p>逗子市景観条例</p> <p style="text-align: right;">平成18年3月10日 逗子市条例第6号</p> <p>第2節 景観計画 (景観計画の策定の手続等)</p> <p>第7条 市長は、景観形成についての基本的な方向を明らかにした景観計画(法第8条に規定する景観計画をいう。以下同じ。)を定めるものとする。</p> <p>2 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 市長は、景観計画を定めたときは、これを公表しなければならない。</p> <p>4 市に景観計画の提案を行うことができる者は、法第11条第1項及び第2項に規定する土地所有者等、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する一般社団法人及び一般財団法人のほか、法第11条第</p>	<p>逗子市景観条例</p> <p style="text-align: right;">平成18年3月10日 逗子市条例第6号</p> <p>第2節 景観計画 (景観計画の策定の手続等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市に景観計画の提案を行うことができる者は、法第11条第1項及び第2項に規定する土地所有者等、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する一般社団法人及び一般財団法人のほか、法第11条第</p>	<p>協議会の名称変更</p>

2項に規定する条例で定める団体として、逗子市まちづくり条例(平成14年逗子市条例第4号。以下「まちづくり条例」という。)第10条第1項の規定により認定された地区まちづくり協議会とする。

5 前3項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(重点地区における地区まちづくり協議会)

第10条 市長は、景観形成方針及び景観形成基準の案の作成について協議することその他当該重点地区の景観形成の推進についての活動を行うことを目的として設立された団体をまちづくり条例第10条に規定する地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)として認定することができる。

(景観配慮書案の提出等)

第20条 事業者は、対象事業を実施しようとするときは、前条第2項の要望書に基づき、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した景観配慮書案(以下「配慮書案」という。)を作成し、当該対象事業の許認可等の手続(複数の許認可等の手続を必要とする場合にあつては最初の許認可等の手続、許認可等の手続を必要としない場合にあつては当該対象事業の実施)に先立ち、市長に提出しなければならない。

2項に規定する条例で定める団体として、逗子市まちづくり条例(平成14年逗子市条例第4号。以下「まちづくり条例」という。)第10条第1項の規定により認定されたまちづくり協議会とする。

5 (略)

(重点地区におけるまちづくり協議会)

第10条 市長は、景観形成方針及び景観形成基準の案の作成について協議することその他当該重点地区の景観形成の推進についての活動を行うことを目的として設立された団体をまちづくり条例第10条に規定するまちづくり協議会(以下「協議会」という。)として認定することができる。

(景観配慮書案の提出等)

第20条 事業者は、対象事業を実施しようとするときは、前条第2項の要望書に基づき、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した景観配慮書案(以下「配慮書案」という。)を作成し、当該対象事業の許認可等の手続(複数の許認可等の手続を必要とする場合にあつては最初の許認可等の手続、許認可等の手続を必要としない場合にあつては当該対象事業の実施)に先立ち、市長に提出しなければならない。

協議会の名称変更

<p>(1) 事業者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 対象事業の名称</p> <p>(3) 対象事業の目的</p> <p>(4) 関係区域(当該対象事業を実施する区域の周辺100メートルをいう。ただし、対象事業の実施による影響が顕著であると市長が認める場合にあつては200メートル以内で市長が認める範囲とし、第28条第3項に規定する特定小規模景観形成行為にあつては逗子市まちづくり条例施行規則(平成14年逗子市規則第34号)第4条に規定する近隣住民の範囲とする。)を示す図面</p> <p>(5) その他規則で定める事項</p> <p>2 2以上の事業者が、1の対象事業又は相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合において、当該事業者のうちから代表者を定めたときは、当該代表者が、当該1の対象事業について、又は当該2以上の対象事業を合わせて、前項の規定により配慮書案を作成し、提出することができる。</p>	<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 関係区域(当該対象事業を実施する区域の周辺100メートルをいう。ただし、対象事業の実施による影響が顕著であると市長が認める場合にあつては200メートル以内で市長が認める範囲とし、第39条に規定する小規模対象事業にあつては逗子市まちづくり条例施行規則(平成14年逗子市規則第34号)第4条に規定する近隣住民の範囲とする。)を示す図面</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>字句の整理</p>
---	---	--------------